

社会法判例研究（第十八回）

社会法判例研究会
九州大学法学研究科博士課程

木村，茂喜
九州大学法学研究科博士課程

<https://doi.org/10.15017/2144>

出版情報：法政研究. 66 (1), pp.347-359, 1999-05-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

社会法判例研究（第一八回）

社会法判例研究会

大牟田市福祉事務所長保護廃止決定処分取消請求事件

福岡地裁平成一〇年五月二六日判決、平成六年（行ウ）

三二号、保護廃止決定処分取消請求、認容、賃金と社会保障一二三〇号五二頁・判例タイムズ九九〇号一五七頁

木村 茂 喜

【事実の概要】

一 (1) 原告Xは、かつて世帯主とした訴外Aと四人の子供の計六人からなる世帯（以下「旧世帯」という）を形成しており、旧世帯は昭和五三年七月二一日と昭和五九年四月一日及び昭和六一年一〇月六日と昭和六二年九月一日の期間、生活保護法（以下単に「法」という）に基づく被保護世帯となっていた（以下それぞれ「第一次保護」「第

二次保護」という）。

(2) 第一次保護については、Aが自動車を使用しているとの通報により、被告YがXらに対し右自動車を売却または返却するよう指導を行った。Yはその後右自動車についての売却及び返却の事実等の確認をせず、その後も自動車に関する具体的な指導は特に行われなかった。

(3) 第二次保護については、Yが、保護期間中に自動車がAを使用者として登録されていることを把握し、これをXらに指摘した。これに対しXは、Aは名義を貸しただけである旨釈明したが、Yは旧世帯において右自動車を購入したものであると判断し、自動車購入を理由に第二次保護を廃止した。

(4) その後、Xらは、昭和六二年一〇月一四日付けで自動車の使用者名義を変更した上で、同年一二月八日、再度生活保護の申請をした。しかし、実際はAがまだ自動車を所有しているのではないかとYより疑われたため、Xらは保護受給をあきらめ、昭和六三年一月一四日、XはA名義で代筆した辞退届をYに提出し、右申請を取り下げた。

二 (1) Xは、平成元年七月二四日にAと離婚し、同年九月九日、世帯主Xと四人の子供の計五人から構成される世

帯を被保護世帯としてYに生活保護申請（以下「本件申請」という）をし、Yは右申請の日付けで生活保護を開始した（以下「本件保護」という）。その際Yは、第二次保護期間中の自動車その後について調査を行った。その結果Yは、自動車を第二次保護期間中に旧世帯が購入し、本件申請の直前まで旧世帯ないしXが継続して所有、使用していたものと判断し、その他保護受給歴にあらわれた自動車の所有等に関する事情を併せ考慮した結果、保護開始から間がないうちに書面による二七条指示が必要であると判断した。その後YはXに対し、平成元年十一月一日付で、自動車の所有、借用及び仕事以外での運転の禁止を文書で指示した（以下「本件指示」という）。

(2) 本件保護の開始決定後、Xは平成三年一〇月から平成四年一二月までの間、Mという縫製会社に勤務していた。Mは交通の便の悪いところにあり、またXは肺炎の既往歴や、貧血や肋間神経痛の持病により、バイクや自転車による通勤も支障があったため、Xは、Xの弟の所有する赤の軽自動車や友人の自動車を借用したり、また同僚の車に乗って通勤をしていた。X担当のケースワーカーは、Xが車を使用していることを現認し、またXが自動車に

乗っている旨の通報がYにも届いていた。平成四年一二月二日、X担当のケースワーカーは、XがYに保護費の受領に訪れた際、友人の自動車を使用しているのを現認したため、YにXを連れ戻し、以前現認した自動車についても併せて指摘した。XはYに対し、自動車の使用についても特否定することなく、今後自動車の所有、借用及び運転をしないことと違反した場合は保護を辞退する旨記載した誓約書を作成し、提出した。

(3) XはMを退職後、平成五年六月から同年九月までHというパン屋に勤務した。HはXの自宅から約一・五キロメートルの場所にあり、Xはバイクで通勤することが多かったものの、一ヶ月に一〇日は長女名義の自動車を使用して通勤していた。X担当のケースワーカーは、XがYに保護費を受け取りに来た際長女名義の自動車を運転しているのを現認し、またHに長女名義の自動車が止まっているのも現認したが、特に指導は行われなかった。

(4) 平成五年九月三〇日、Xは長女から体の具合が悪いから来てくれと頼まれ、翌一〇月一日、保護費を受け取ったその足で長女方向かおうと考え、赤の軽自動車Yへ寄った帰途、X担当のケースワーカーに運転を現認され、

Yに呼び戻された。YはXに対し、同月六日にYにおいて弁明の機会を与える旨記載した聴聞通知書を交付した。同月六日のXの弁明を経て、YはXに対し、同月一八日付で、本件指示にXが違反したとして、同年一月一日をもって本件保護を廃止する旨の決定を行った（以下「本件処分」という）。

三 Xは同年一月二日、福岡県知事に対し、本件処分について審査請求をしたが、平成六年三月二八日、右審査請求は棄却され、さらに、同年四月二一日、厚生大臣に対し本件処分について再審査請求をしたが、同年七月一九日、右再審査請求も棄却された。これを受けてXが、本件指示は法二七条一項等に違反するので、それを前提とした本件処分は法六二条三項、五六条に違反するとして、本件処分の取消を請求して起こしたのが本件である。

【判旨】 認容（確定）

一 (1) 法二七条、法六二条一項、法施行規則一八条、局長通達の運用は、「法六二条三項による保護の停廃止等が被保護者の生活に関わる重大な不利益処分であることにかんがみ、指導指示の遵守義務違反があった場合において

も直ちに右処分を選択するのではなく、再度右義務を遵守させる機会を与えるとともに、当該指導指示の内容を明確にするべく書面をもって被保護者に知らしめ、それでも違反した場合に初めて処分を行うことができるとするのが妥当であるとの趣旨で定められたものと解され」、「したがって、二七条指示は、保護支給開始後、実施機関が保護費の利用状況や就労状況等を継続的に把握した上で必要があると認めた場合に、まずは口頭により行い、続いて書面により行うという経過をたどるのが通常と考えられる」。

(2) 「Yが、旧世帯に対する従前の保護の経緯や今回の申請の直前までXらが自動車を所有していたと考えられたことから、離婚後のX世帯においても、保護開始の時点において、自動車の所有等を禁止する旨の二七条指示が必要であると判断したことは一応合理性が認められ、また、右の判断材料及び経過からすると、指示の方法として、もはや口頭にはよりがたく文書による指示が必要と判断したことについても裁量権の逸脱があったものということはでき」ず、したがって、「本件指示は法二七条に基づく指示であり、本件処分の前提たり得るものと認められる」。

二 (1) 「法四条による資産の活用というときに、当該

「資産が最低限度の生活の内容として適当かどうかという観点からその保有の可否が検討されると同様に、借用物についても、そもそもこれを利用することが最低限度の生活として容認できるかどうかという観点も含めて、その借用の可否が検討されることになるのは当然である」。

(2) 本件指示前は、旧世帯及びXについて自動車の所有及び使用を容認すべき事情は何ら認められなかったことより、Yが「Xに対し、自動車の所有等を禁止する指示を与えたことは相当というべきである」。もつとも、「生活用品としての自動車の所有等は原則として禁止されるものの、一定の要件を満たすときには許容される場合もあるのであり、まして仕事以外での自動車の運転を全面的に禁止されるいわれはないから、本件指示はその表現においていささか適切さを欠いているものといわざるを得ない。しかしながら、問題はその実際の運用であり」、「本件指示の表現にやや不適切な部分があったからといって、直ちに本件指示が、その内容において違法性を有することにはならない」。

三 本件指示違反の有無については、事実二(2)～(4)より、「Xの自動車使用については、Mへの通勤時の使用を除いても、H勤務時等本件指示に違反する利用が認められるこ

とは明らかである」。

四 本件処分の手続上の違法の有無については、事実二(4)より、Yは法六二条四項規定の手続を履践した上で本件処分を行ったものと認められ、X主張のような手続上の違法は認められない。

五 (1) ①「本件指示は、適法な二七条指示であると認められるものの、本件保護の申請は、XがAと離婚した後、Xを世帯主とする保護の申請であり、単に旧世帯からAが離脱しただけであるというにとどまらず、Aの影響を排して質的に異なる別個の世帯が形成されたとみるべき側面があることは間違いないし、書面による二七条指示の違反は直ちに法六二条三項により不利益処分につながる可能性を有するものであることを考え併せると、Xに対する指導としては、まず口頭による指示を行うか、保護開始決定後しばらく経過を観察した上でなお必要性ありと認めたところで書面による二七条指示を行うことを考慮する余地が十分あったものであり、このような意味で、本件指示は、相当性の点で問題がなかったわけではない」。

② 本件指示は「内容において違法性があるとまでは認められないものの、少なくともその表現において不適切で

あり、相当ではないものといわざるを得ない。特に本件に則していえば、いかなる事情があつても自動車の借用が認められないかの如き記載になつている点は問題であつて、使用の必要性が高い場合等一定の要件を満たす場合には、借用による自動車の使用を認める必要がある、そのような場合にまでこれを認めないことは裁量権の逸脱又は濫用として、違法となることもあるものといわなければならぬ。そして、実際の運用についても、「自動車の所有及び借用を原則として禁止する趣旨の理解が必ずしも十分でなく、そのためにXの自動車使用の必要性に対する配慮を欠き、通達、問答集や本件指示の内容を形式的に適用して対応していた傾向がうかがわれるなど、決して問題がなかったとはいえない」。

③ 「Yが違反行為として認識していたもののうち、少なくともMへの通勤については自動車の使用が許容される余地があるものと考えられ、そうだとすると、主要な違反行為は、平成五年六月からのH勤務時以降の使用行為にとどまることになる。そして、この間、平成四年一月二日になされたYからXに対する指導は、その前提となる主要な違反行為が右許容される余地のあるMへの通勤のための

使用であつたことからすると、これが適切な指導方法であつたかどうか問題が残るし、その後本件処分時まで、何時もXの自動車使用を現認等しながら何らの指導等を行つていないという点についても疑問を提起しないわけにはいかない。X世帯に対する保護の必要性があることは疑問の余地がないのであるから、保護の実施機関としては、できる限りX世帯に不利益処分が及ぶことのないように最後まで十分な指導を尽くすべきであるのに、むしろこれは反対の姿勢とも映りかねない」。

(2) 「指示違反を理由に被保護者に不利益処分を課す場合には、被保護者の保護の必要性にも十分配慮する必要がある、特に保護の廃止処分は、被保護者の最低限度の生活の保障を奪う重大な処分であるから、違反行為に至る経緯や違反行為の内容等を総合的に考慮し、違反の程度が右処分に相当するような重大なものであることが必要であつて、それに至らない程度の違反行為については、何らかの処分が必要な場合でも、保護の変更や停止などのより軽い処分を選択すべきである」。Xの場合、本件指示違反の行為が繰り返されており、Xの規範意識の希薄さは否定できず、Xの問題性も決して小さくはないが、「X世帯の要保護性

は高い上、本件処分的前提となる本件指示の態様及びその内容等に前記のとおりの問題があること、直接の違反行為自体の内容が自動車の借用による使用であって、しかもそのうちの一部については許容される余地もあること、近時自動車の普及率が著しく高まり、以前に比べると比較的身近な生活用品になってきていることなどの事情も考え併せると、Xの違反行為は直ちに廃止処分を行うべき程悪質なものとまでいうことはできず、保護の実施機関としては、処分に至るまでにお自動車使用に関する適切な指導を試み、又はこの際何らかの処分が必要であるとしても、保護の変更や停止といったより軽い処分を行うなどして、Xの規範意識の涵養に努める必要があったと考えられる」。

(3) 「これらの事情を総合して判断すると、YがXに対し、平成五年一〇月の時点で、直ちに最も重大な保護廃止処分を行ったことは重きに失し、処分の相当性において、保護実施機関に与えられた裁量の範囲を逸脱したものであるといわざるを得ない」。

【評釈】 判旨の結論に賛成、理由付けに疑問あり

一 本件は、自動車を借用して使用していた生活保護受給者に対する福祉事務所長の保護廃止処分が違法であるとして、その取消を請求した事件である。ここ数年、生活保護の廃止処分または保護費の減額処分を巡り、生活保護行政のあり方を問題とする訴訟が各地で相次いでいるが（例えば秋田地判平五・四・二三、判時一四五九号四八頁・京都地判平五・一〇・二五、判時一四九七号一二二頁・福岡高判平一〇・一〇・九、賃社二二四〇号三七頁など）、本件はとりわけ自動車の使用という被保護者の生活上の自己決定・自由の尊重と、生活保護法上の指導指示の相当性について判示した事例である。

本件の争点は多岐にわたるが、重要なものは(ア)本件指示の違法性及び(イ)本件指示違反に基づく本件処分の相当性、の二点であると考えられるので、以下これらに限定して順に検討する。

二 (1) まず本件は、本件指示の適法性について判示している。そもそも法二七条は、「市町村長が被保護者に規律ある生活を維持させ、これが健全な社会の一員として自立して行くために必要と認める指導及び指示をなし得ることを定めたもの」（小山進次郎『生活保護法の解釈と運用』

(日本社会事業協会、一九五〇年)二三〇頁)とされる。

そして法二七条の指導指示については、被保護者の生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導指示であり(法二七条一項)、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならず(同条二項)、また被保護者の意に反して、強制し得るものと解釈してはならない(同条三項)とされる。さらに指導指示の態様は、原則としてまず口頭で行い、目的を達せられなかった場合書面で行うこととされ、また書面による指示違反でなければ、法六二条三項による保護の変更・停止・廃止処分を行えない(法施行規則一八条)とされている。これらについては、裁判例においても「生活保護が、要保護者の憲法に由来する権利として行われている以上、被保護者の生活に対する干渉は極力抑えなければならないとする理念に基づくもの」(前掲秋田地裁判決、判時一四五九号五九頁)と解されている。Xは、本件指示について①Xが離婚する以前に生活保護を受給していた際のAに関する自動車使用の事情をとらえてなされたものであるから、法二七条指示には当たらない、②Xに関する自動車使用の必要性等を検討しないまま、所有のみならず借用まで禁止したもので、法二七条に反する、

と主張している。

(2) 上記①について、本件では、本件指示が本件保護の開始直後に文書でなされているが、ここで本件保護について、口頭による指導を経ずに文書による指示を必要とする根拠として、旧世帯が自動車の購入を理由に第二次保護を廃止されたという保護の経緯や、旧世帯及びXが本件申請の直前まで自動車を所有していたことを挙げており、それゆえYが文書による本件指示を必要であると判断したことについては一応合理性ありと判示する。確かにYが行った調査結果からするに、Xに対して法二七条に基づく何らかの指導指示を行う必要性はあったといえよう。しかしここでは、旧世帯の態様に基づいて本件指示を行ったことより、YはAを世帯主とする旧世帯と、AとXとの離婚後に形成され、Xを世帯主とするX世帯とは同一の、または連続性のある世帯として扱っていると思われる。

世帯とは「日常的な居住と生計(家計)の同一という生活共同の事実を本来的要件として成立する事実的概念」(古賀昭典編著『新版現代公的扶助法論』(法律文化社、一九九七年)一四七頁)であるが、出かせぎ・寄宿・入院などの、目的の達成後に帰来が予定されている場合は居住が

同一でなくても同一世帯と認定することとされている。X世帯の場合、世帯主はXであり、AとXは離婚後に同居している事実はないこと、またXの就労によってX世帯の生計を支えていたことなどにより、旧世帯とX世帯については、生計同一性の要件を欠いていたと考えられよう。ゆえに旧世帯とX世帯とは同一性または連続性はなく、それぞれ別個の世帯として扱うべきであったと考える。また文書によってなされた本件指示については、違反による不利益処分がなされるというおそれがあることを併せ考えると、本件指示を口頭によることなく文書で行ったことについて、裁量権の逸脱なしとした本判決には疑問が残る。

(3) 上記②について、本件ではまず法四条一項の「資産の活用」について判示している。まず本判決において「資産」とは、「要保護者が所有権ないしこれに準ずる権利を有するもの」と解し、「借用したもの」については、要保護者に処分権限がないので「資産」に含まれないとする一方で、借用物の使用による利益を全く考慮せずに、他の要保護者と同等の保護を受給できるというのでは、低所得者との関係で均衡を失するのみならず、「そもそも最低限度の生活の需要を満たしつつこれを超えない範囲で保障しよ

うとする法の趣旨」にも反するとし、「最低限度の生活に相応しくないもの」は所有のみならず、利用も容認しないとす。

ここで本件に即して考えると、自動車は生活保護の被保護世帯にとって「最低限度の生活に相応しくないもの」であるかどうか、という問題が生じる。課長通達における自動車の取扱いについては、時代的、社会的変化に応じて変更が加えられてきた。法制当初は、自動車の保有が認められる余地が全く存在しなかった。しかし、身体障害者又は山間へき地等地理的条件、気象的条件が悪い地域に居住する者が通勤用に保有することについて、他の通勤手段がないか又は非常に困難で、かつその保有が社会的に適当と認められる場合に自動車の保有が認められ（身体障害者は昭和四八年、山間へき地等は昭和五三年から）、さらに昭和五六年からは、身体障害者（児）の通院等のために自動車が必要であつて、諸条件を満たしてかつ、その保有が社会的に適当と認められる場合にも保有を認めている。しかし、右記の場合にはいずれも「社会通念上処分させることを適当としないもの」に当てはまる場合にのみ保有が認められることとされている。なお課長通達では、自動車の保

有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき事前に協議するものとする、ともされている。本件においてYは、自動車の保有は、被保護者以外の低所得者層との均衡からして、社会通念上最低限度の生活の内容とは認められないと主張している。これを受けて本判決では、自動車本体の価格が高価であること、維持費等の負担が相当額にのぼることを理由に、本件指示時及び本件処分時においてもなお一般的には最低限度の生活には相応しくない高価な生活用品であるとの観念が残っており、さらにXの自動車の使用に関するYへの通報が少なからずあったことについては、そのような国民感情の表われであるとする。またその一方で本判決は、自動車の普及の拡大や低価格の中古車も出回っていることなどの社会情勢の変化にかんがみて、「例外的に保有を容認すべき事情がある場合」にはその要件を一定程度緩和した解釈・運用が必要であるとするものの、基本的には、「社会通念上処分させることを適当としないもの」に当たる場合を除いては、自動車の保有を原則として認めないとする課長通達に沿っている。

しかし、生活保護世帯の自動車の保有を相応しくないと

する国民感情がどの程度であるかという具体的な指標は存在せず、實際上これに基づく判断は行政当局の裁量によるところとなる。確かに自動車の維持費等を保護費で賄うかどうかということとは、国家の財政支出にも影響するので、国民感情を完全に無視するような裁量は困難であるかもしれない。しかし、資産の保有を認める要件としてまず第一に挙げられているものは「その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有しているほうが生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの」（次官通達第三）の場合である。これを自動車の使用の場合に当てはめると、右に挙げた保有を認める場合のほかにも、例えば母子家庭において、母親が通勤途中に子供を保育園等に送迎する場合や、障害者の通勤並びに通院以外の、日常生活を営むために必要な移動（例えば買い物）の場合等、實際上自立助長に実効ある自動車の利用が考えられよう。このように、生活保護制度の重要な目的でもある自立助長に実効ある使用となる場合は、被保護世帯に自動車を保有することを許容する余地は決して小さくない。加えて、生活用品についての生活の向上にしたがって保有を認める基準として、局長通達の「一般世帯と

の均衡を失することにならない」場合とは、具体的に保護の実施機関の所轄地域の全世帯のうち七〇パーセント程度の普及率を基準として認定することとされている。本件においてXは、自動車の普及率は全国平均で八〇パーセントを超えていると主張しており、本判決も自動車の普及率の向上についてはある程度認めている。よって、資産活用の見地から、自立助長に実効があり、かつ低所得層との均衡から、処分価値が小さい自動車については、被保護世帯についても保有を認めても、何ら支障がないであろう。

また本件指示は、自動車を所有することと同様に、自動車を借用して使用することもXに対して認めていない。本判決では通達をそのまま引用して、所有と借用とを同様のものとして扱っている。次官通達において、最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として売却等の処分により活用することとされており、また本件においてYは、被保護者が自動車を使用している場合、これが借用か所有かを正確に判断することは困難であり、また自動車が遊興に使用されることで、国民の生活保護制度への信頼を失い、制度の安定的運営を損なうおそれがあると主張している。

本判決の通り、確かに自動車を長期間借用することは、外見上所有と区別できない場合もあり得よう。しかし、「資産の活用」といっても、借用したものは、当然被保護者本人が所有権を有する「資産」ではないので、借用している被保護者は当然売却や貸与などによる活用はできず、また貸主に返還しても、当然金銭が得られない。それどころか、むしろ自動車が使用できないことで生活に支障をきたし、法の目的である自立助長に逆行する場合があることも大いに考えられよう。また、そもそも自動車を使用するかしないか、ということは、個人の生活上の自己決定の範囲内にあると考えられるので、Yの主張する問題は、被保護者の自立助長にとって適切なケースワークを行えば解決できよう。よって、本件では、借用が一時的である場合、禁止すべき度合いは小さくなる旨指摘しているものの、自動車については所有に関する議論がそのまま当てはまることとした判示には疑問がある。被保護者の自立助長の観点から、資産を借用して使用することについて、資産を所有する場合とは異なる基準が設定されても良いのではないだろうか。

(4) 本件では、本件指示の表現についていささか適切さを欠いているとしつつも、問題は実際の運用であるので、

直ちに本件指示がその内容において違法性を有することに
 はならない、と判示する。法制定当時の解釈において、法
 二七条の指導指示は「法第六二条に規定する被保護者の服
 従又はその違反に対する制裁という法律的效果を随伴する
 ものであるから、一つの行政処分であることが多い」（前
 掲小山二三一頁）とされる。前掲秋田地裁判決ではこれと
 同様の判示がなされつつも、場合によっては「その内容が
 被保護者に対し一般的抽象的に生活上の努力義務を課する
 にとどまることもあり得る」（前掲秋田地裁判決、判時一
 四五九号五九頁）とする。本件では明示されていないが、
 文書でなされた本件指示については、その違反が不利益処
 分に通じるおそれがあることから、行政処分であると考え
 られよう。指導指示が不適切である場合、いくら実際には
 ケースバイケースで対応するとしても、その違反に基づい
 てなされる不利益処分も不適切となり、ゆえに自立生活へ
 の基盤としての最低限度の生活が維持できなくなるおそれ
 があることは想像に難くないので、本件指示の内容の違法
 性の有無については、法二七条の各規定と照らし合わせた
 判断をすべきであったと考える。

本件指示に違法性ありと判断するためには、法二七条の

各規定と照らし合わせて、本件指示に「重大かつ明白な違
 法」（前掲秋田地裁判決、判時一四五九号五九頁）がある
 ことが要件となると考えられよう。本件の場合、少なくとも
 も本件保護開始当時にはXについて自動車を保有する事情
 はあったとは必ずしもいえないので、本件申請時における
 Yの調査結果と併せ考慮すると、本件保護開始時に法二七
 条に基づく何らかの指導指示が必要であったこと自体につ
 いての疑問はない。しかし少なくとも、借用も含め自動車
 の使用は一切認められない旨の記載になっていることにつ
 いては、必要の最小限度を超えており、違法性がないとは
 いいきれない。

三 本件処分の相当性については、まず右記の本件指示
 の態様、内容についての問題点に加えて、実際の運用につ
 いても、Xの自動車使用の必要性に対する配慮を欠き、通
 達、問答集、本件指示の内容を形式的に適用して対応して
 いた傾向があるとの問題点を指摘し、本件処分の相当性判
 断について考慮する必要があると判示している。

さらに本判決では、本件処分に至るまでXに対するYの
 指導は誓約書を提出させた平成四年二月二日になされた
 のみであり、しかも、その前提となる主要な違反行為が、

自動車使用の相当性が認められた、XがMへの通勤のために自動車をを使用することであつたことから、できる限りX世帯に不利益が及ぶことのないように最後まで十分な指導を尽くすべきなのに、むしろこれと反対の姿勢とも映りかねない、とする。

法六二条三項に基づく保護の変更等の処分は、「義務違反のあつた場合に必ず行わなければならない、市町村長の裁量により、必要と認めるときに『することができらうとして直ちに本項の措置をとるべきものではなく、更に、今一度義務の履行を求めると共に、若しそれでも違反する場合には本項の処分をする旨をも併せ通知することが必要である』（前掲小山三六六頁）。本件ではとりわけ保護の廃止について、被保護者の最低限度の生活の保障を奪う重大な処分であるから、違反行為に至る経緯や違反行為の内容等を総合的に考慮し、違反の程度が廃止に相当するような重大なものであることが必要であり、それに至らない程度の違反行為についてはより軽い処分を選択すべきであると判示する。そして本判決は、X世帯の高い要保護性や、上述した本件指示の態様、内容並びに実際の運用についての

問題、また実際の指導状況を考慮して、本件処分は裁量を逸脱し、違法な処分であるとする。

保護の廃止処分は、保護の変更並びに停止処分とは異なり、要保護者と運営主体との要保障関係が完全に断絶してしまうので、結果として自立助長にマイナスとなるどころか、最低限度の生活さえ維持できなくなるおそれがある。よつて、事前の適切な指導や、軽微な処分なくしていきなり保護を廃止した本件処分を違法であるとした結論自体は妥当であると考ええる。しかし、本件処分の前提である本件指示自体の違法性を覆すには至らないとした、本件指示のさまざまな問題点を、本件処分の相当性の判断要素に加えていることから、全体として一貫性を欠く判示となつていくように思われる。

四 Yが控訴しなかつたため、本件は既に確定している。本件処分は違法としつつも、本件指示は違法性を有しないとした点で、前掲秋田地裁判決や前掲福岡高裁判決で争われた預貯金並びに保険等とは異なり、自動車は最低限度の生活には相応しくないので、被保護世帯について、社会通念上処分するに相応しくない場合を除いては自動車を保有できない、という原則は本判決でも維持されたままである。

法二七条の指導指示は、被保護世帯の日常生活上の自由ないし自己決定に過度に干渉することなく、最低限度の生活保障と並ぶ重要な生活保護制度の目的である、要保護者の自立助長に実効あるようなものでなければならぬ。しかし本判決は、本件指示についてさまざまな問題点を指摘し、それを本件処分の相当性判断の一要素として扱いつつも、X世帯に対して、自動車の使用をその保有形態にかかわらず一律に禁じた本件指示自体について違法とは判断していない。この点で本判決の理由付けには疑問が残る。

河野正輝「生活保護世帯の預貯金と収入認定」ジュリスト
一〇三九号（一九九四年）八七頁

参考文献 本文で引用したもののほか

- 全国社会福祉協議会編『生活保護手帳（昭和四八年・五三年・五六年・平成一〇年度版）』（全国社会福祉協議会、一九七三・一九七八・一九八一・一九九八年）
- 籠山京『公的扶助論』（光生館、一九七八年）
- 尾藤廣喜・木下秀雄・中川健太郎編著『誰も書かなかった生活保護法』（法律文化社、一九九一年）
- 阿部和光「生活保護における補正性原理の法的課題」日本社会保障法学会編『社会保障法』七号（一九九二年）七
七頁